

平成23年
第4回市議会（臨時会）
会期11月28日

会期中に、補正予算案5件（原案可決）、条例案2件（原案可決）の議案の審議をしました。また、3件の報告を受けました。

総務文教委員会に

付託された議案

●一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

●一般職員の給与の特例に関する条例等の一部改正について

Q 一般職員給料は減額になっているが、職員手当が増額になっている理由を問う。

A 今回の人事院勧告により給料は減額となっている。時間外手当は当初予算で時間外手当を計上する際に、一定割合をかけたものとしているが、その後の業務量の変化、会計間の人事異動により増額となっている。

る。また、住居手当についても人事異動や住所変更により減額となっている。

Q 過去からの給料削減措置によりこれまでどの程度減額しているか問う。

A 管理職の給料については平成23年1月から1年間引き伸ばし、2千600万円の減額となる。一般職員については、年額5千万円程度の減額である。

※採決の結果、原案のとおり可決



本会議へ

本会議での採決の結果
原案のとおり可決

平成23年
第5回市議会（定例会）
会期12月1日～15日

会期中に、決算10件（認定）、補正予算案1件（原案可決）、条例案1件（原案可決）、人事同意案件1件（原案同意）、その他6件（原案可決）、請願1件（原案可決）、意見書1件の議案審議をしました。

総務文教委員会に

付託された議案

●平成23年度大竹市
一般会計補正予算について

Q ごみ固形燃料施設の維持管理に要する経費において、消耗品3,160万円を減額している。修繕を先送りしたと受け取ったが、そうすることにより支障がないのか。また、この減額は効果としての表れか、一過性のものか問う。

A 成形機リングダイプレスロールの交換時期は、3～4か月であったが、摩耗の原因となる砂などを取り除くなどして、許容範囲内で交換時

期を6か月程度伸ばした。これは平成20年度から専門の嘱託職員を採用しその指導によるもので、効果が表れたのは昨年度からである。来年度からについても、指導の効果が在庫もあるため交換台数を削減する予算としたい。

※討論はなく原案のとおり可決

●大竹市奨学金貸付条例の

一部改正について

当初の議案は、『奨学金の返還免除制度』において、免除要件を、

○新規返還者については、卒業後6カ月間大竹市に居住し、その後居住していること
または、
○すでに返還をしている方については、前年の1年間大竹市に居住しており、その後居住していること

としていたが、諸般の事情により議案は撤回され、新たな議案は、

○新規返還者も、すでに返還をしている方も、大竹市に継続して2年間居住し、引き続き大竹市に居住していること
を免除要件とした内容となった。

Q 大竹市奨学金を一部負担免除にした場合、多くの方が奨学金の借り入れの申し込みをされると思われる。予算の増額の考えはないか問う。

A 今年度、全額免除している松江市や、また、大竹市でも応募が少なかった。東日本大震災の関係で、大学が奨学金制度を充実させたり、いろいろなところで奨学金制度が設けられている等を勘案すると、来年度も今年度並みの予算額としたい。

Q 返還者に対する奨学金一部免除の告知方法について問う。

A 教育委員会から個別に郵便による通知をするほか、電話連絡を取るなど、あらゆる方法を用いて一人ひとり確実に知らせたい。

Q 奨学金を借りた方に、大竹に住まなくても一部のみ返還を求めるという考えはないか問う。

A 本来の奨学金のあり方について議論の方向性を考える機会をいただいた。

Q 大竹市以外から奨学金を借りている方も対象にするという考えはないか。また、免除は公平性の観点から、制度を設けた時点からの新規申込者とすべきだと思うが考えを問う。

A まずは大竹市の奨学金制度から進めていきたい。また、免除対象者については、「奨学金を借りて大竹に帰ってこれている方も大切にしたい。」という思いから全員を対象とした。

Q 奨学金貸付審議会での審査基準の見直しについての考え、また、奨学金貸付条例施行規則の保証人の居住資格についての考えを問う。

A 審議会での審査基準を明確にしていきたい。また、保証人については市内居住者2名を必要としているが、1名については居住地を問わないよう改正したいと考えている。

【反対討論】

○「制度の充実を明らかにした上で、新規申込者から免除制度を適用すべきで、遡及して適用することは金のばらまきに当たり不公平感を増大させる。」

○「今回の提案は、拙速であり、一般人に対して説明しづらいものである。」

【賛成討論】

○「市長の政策の多くは、『大竹っ子を大切に』につながっており、大切にしたい制度だと受け止め、矛盾はないと判断する。」

○「公平性を保つためには現在返還している方にも免除は大切である。人口減少対策に結びつくような施策であればよい。本条例改正を早くやっていただきたい。」

※採決の結果 原案のとおり可決



●大竹市奨学金貸付条例の一部改正について

一部改正について

【反対討論】

○「借りたものは返す、これが約束。国県で借りたものは返還し、大竹で借りた人だけ返還免除は不公平だ。有用な人材になるとは説明ができない。」

○「最初議案の趣旨は定住促進だった。紛糾し議案を取下げたのは初めて。次は定住促進が消え有用な人材育成に変わっていた。松江市は全く違う。練り直しても十分間に合う。」

○「審議が断続したので定住促進を差し替えた。給付型奨学金が求められる。返済中の者も遡り免除は金のばらまきだ。受給者140人が分かるので公平公正な審査を望む。」

【賛成討論】

○「奨学金制度の充実が趣旨なら、居住を条件に返還を免除するのは違和感がある。卒業後の人生は自由だがこのまちの気概を感じてほしい。雇用の期待と制度の拡大を期待する。」

○「当初の案は問題がある。借りたものは返す原点を忘れてはならない。若年層の定住効果を早く出せるよう現在返済中の人にも適用し、宅地の造成地に住んでもらいたい。」

本会議での採決の結果
原案のとおり可決

生活環境委員会に

付託された議案

●大竹市養護老人ホーム

ゆうあいの里の指定管理者の
指定について

Q 友愛福祉社会の指定の経緯について問う。

A 大竹市の特別養護老人ホームの設置者である広島YMCAによって設置された法人ということで友愛福祉社会を指定している。ゆうあいの里の隣にある「ゆうあいホーム」との一体的な運営ということを重点において、お願いすることとしている。

●大竹市が設置する児童館の
指定管理者の指定について

Q 栗谷児童館は、休館と聞くと、なぜ休館しているのか、また、今後の方向について問う。

A 平成21年に児童が転出したため、児童が不在となり休館となった。来年度も利用の見込みがなく、地域の施設として利用が可能か検討していきたい。

●財産の処分について

(大願寺造成地の
住宅用地部分)

Q 世界的な不況の中、長期ローンを組む事が難しくなっている中で、「20～30代の若者が7～8割、購入する」根拠を問う。

A 相手方は、エンドユーザーに坪あたり約12万円という価格を設定し、若い世代の購入を予定している。

Q 事業計画では、介護施設や保育園など文言があるが、計画書の中に明文化すべきと思うが考えを問う。

A 市の福祉計画ができていないのに、明文化出来ないと考ええる。

Q 仮契約の相手方は、資本金300万円、売上4億2千万円であるが、近年の利益を問う。

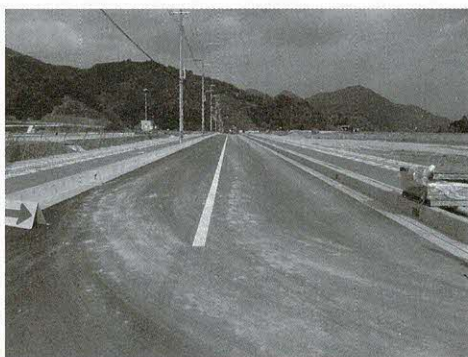
A 2社とも3年間利益は上がっている。銀行の借入れについては、造成費なども含んだ額を確保していると聞いている。また、民間信用調査会社からの情報も得ており、特に問題は無いと判断している。

Q 平成20年に提示の償還スキームでは、返済が47年までとなっていたが、新スキームでは5年間短縮され42年となっている。売却額が低下したのになぜ、短縮できるのか問う。

A 大願寺の宅地部分の売却を13億円としていたが、3億5千万となった。大竹工業団地における固定資産税の収収の4分の1を一般会計からの繰り出し、平成28年以後も維持すること、結果として平成42年で返済が終了する。

【賛成討論】

「大竹市の長年の案件を解決する議案だと理解している。議員には責任はあるが、傍観者であってはならない。『傍観者ではなく応援者になりたい。』という思いである。」



小方20号線 (H 23.12.22 現在)

その他付託された議案

●住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

●大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

●大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について

※採決の結果、原案のとおり可決



●財産の処分について

【反対討論】

○「委員会への提出資料も少なく、大切な議案を議会とともに解決しようとする熱意が見えない。福祉や保育計画が示されていない150軒の住宅需要が認められない。」

○「委員会直前に契約書を提出するなど議会軽視と思われる。こそくやり方は品格にかかわる。」

○「市民の反対を無視した学校移転が負担を増加させた。宅地売却で予定価格13億円が3億5千万円に。9億5千万円の負担増となる。人口減少中で宅地開発は30年前の施策。」

【賛成討論】

○「本市に、安価な住宅地を望む声は大きい。学校建設が進むなかで周辺に住宅建設は必要であり、課題解決には民間売却しかない。まちづくりの大きな転換期である。」

○「大願寺地区を、開発しようとの意気込みを評価する。1日も早い宅地売却を実現し、学校開校に向けた安心安全の確保を。大願寺事業は小方の重要な街づくり。」

○「十分に審査された結果の議案上程と察知し、出来る限りの支援をしていくとの説明に期待する。」

本会議で採決の結果 原案のとおり可決

第4回市議会（臨時会）・第5回市議会（定例会） 議案の審議結果表（主な議案）

	議 案 な ど	西川健三	大井 涉	網谷芳孝	藤井 馨	乃美晴一	児玉朋也	北林 隆	山崎年一	細川雅子	日域 究	上野克己	寺岡公章	原田 博	二階堂博	田中実穂	山本孝三	審議結果
議案第52号	一般職員の給与に関する条例等の一部改正について	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
認第7号	平成22年度大竹市一般会計決算	—	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	原案可決
認第8号	平成22年度大竹市国民健康保険特別会計決算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	原案可決
認第12号	平成22年度大竹市土地造成特別会計決算	—	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	原案可決
認第15号	平成22年度大竹市介護保険特別会計決算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	原案可決
認第16号	平成22年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	原案可決
議案第67号	大竹市奨学金貸付条例の一部改正について	—	●	○	●	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第68号	財産の処分について	—	●	○	●	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	●	原案可決

この表は本会議で採決のあと、本人の申告にもとづいて作成したものです。 —:議長 ○:賛成 ●:賛成でない

請願

●「障害者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書」について

—採択—

請願者

大竹市障害者プランを考える会

代表 長谷川 源太郎氏

「去る8月30日に、障がい者制度改革推進会議から内閣府担当大臣に『障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言』が手交されました。」

骨格提言に基づく障害者総合福祉法の制定は、大竹市の住民たる障害当事者が、人間としての尊厳を尊重され、障害の有無にかかわらず、全ての住民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する道を開くものであり、全ての大竹市民の福利にかなうものである。よって、次の項目を請願します。

○国に対し、「骨格提言」に基づき、新たな「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書を提出してください。」